

○17番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東京電力は8月24日、東京電力福島第1原発のALPS処理水の海洋放出を強行しました。8年前の2015年、漁業者など関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないと言ってきた国、東電の地元に対する約束を公然と投げ捨てたものであり、聞く耳を持たず、約束も守らない岸田首相の政治姿勢は民主主義の根幹を揺るがすもので、断じて許すことはできません。事故炉内で溶け落ちたデブリに直接接触した汚染水は、ALPS処理をしても放射性物質のトリチウムは除去できず、規制基準以下とはいえ、セシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質をも含まれていることを政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然です。漁業のみならず、加工、輸送、卸業や観光への様々な影響が出ることは避けられず、福島の復興に重大な障害となります。

私ども日本共産党は、漁業関係者の方々から聞き取りといたしますからお話を伺ってきました。これまで努力と苦労を重ねてきたのに水の泡にしてしまうのかと悲痛な声が出ています。政府は、海洋放出ありきで、汚染水の増加を止めるための有効な手だてを取っていないことが問題です。海洋放出を中止し、地質学の専門家が提案している広域の遮水堰の設置など、汚染水の増加を止めるための手だてを真剣に講ずるべきであります。

最初に、東海第2原発再稼働問題について伺います。

日本原電は、再稼働のための工期を来年9月完成目指して急ピッチで進めています。こうした中で、8月26日、水戸市でストップ東海第2原発の再稼働茨城大集会が開かれ、私も多くの皆さんと一緒に参加してきました。集会の賛同呼びかけ人として、茨城県生活協同組合連合会会長理事、常陸農業協同組合の代表理事組合長、奥久慈茶業組合長をはじめ、畜産や医療機関の会長、現市長、元市長、学者など広い分野の方々为名を連ね、当日は賛同呼びかけ人の中からご挨拶もあり、またメッセージも寄せられていました。その後、原発に関する講演が行われております。一たび事故が起これば、住民はもとより首都圏の経済活動の危機になりかねない。東海第2原発の再稼働はやめて、再生可能エネルギーの活用こそ未来への希望であると呼びかけられました。

東海第2原発は、2011年の東日本大震災で被災し、営業運転開始から45年目になる、原則稼働40年を超えた老朽化した原発です。圧力容器の中性子線によるダメージ、中性子照射脆化も不明で、適正な検査もできないと、こうした状況にあります。また、専門家によれば、茨城県は地震の多発地帯で、マグニチュード7程度の地震がいつ起きてもおかしくないと指摘しております。また、航空機事故やミサイル攻撃の可能性など、原発の安全性を脅かす要因が多くある中で再稼働をしようとしているわけです。さらに、苛酷事故が起きた場合、30キロ圏内には92万人が暮らしており、避難は到底困難です。このような東海第2原発を、なぜ今さら動かしてどうするのかと。ストップ以外にはありません。

1点目は、このような東海第2原発が存在していることで、多くの市民が不安を抱き、再稼働ストップを願っています。市長はどのように受け止めておられるのか伺います。

2点目は、常陸太田市は全市民の避難が必要な地域なのだということと、市長の目指す安全安心な暮らしを守るまち、生涯を通じて生き生きと暮らせるまち、子育て世代に選ばれるまちづく

り、これらのまちづくりとどう両立させるのか伺います。

福島原発事故の教訓や老朽化など、東海第2原発の危険性を踏まえ、私は議会のたびごとに市民の命、暮らし、財産を守るためには、老朽原発を稼働しないことが安全な道だと、原発再稼働反対の姿勢を示すことを市長に求めてまいりました。市長は、そのたびに新安全協定に基づく日本原電側からの事前説明、そして6市村による懇談会における協議会といったプロセスを踏まえて、日本原電による地域住民への丁寧な説明、そして市議会や市民の意見を聴く会などの意見を踏まえて、総合的な判断をしていくと答弁されておられます。市長は選挙で選ばれた政治家です。原発の再稼働に賛成なのか反対なのか、市民に政治姿勢を示すべき時期ではないでしょうか。

3点目、市長が一刻も早く東海第2原発の再稼働反対の意思を示し、安心な市民生活を保障すべきだと思いますが、ご見解を伺います。

2番目に、自衛隊への名簿提供について伺います。

2022年度に自衛官募集のために若者の個人情報に記載した名簿を自衛隊に提供した自治体が1,068に上り、初めて6割を超えました。これに対し、各地で個人情報保護条例や「住民基本台帳法」に違反する、プライバシーを侵害しているなどとして、自治体に提供をやめるよう求める住民の運動が広がっています。高校を卒業する18歳と大学を卒業する22歳を対象に、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の個人情報を、自治体が紙や電子媒体の名簿で提供しています。自衛官募集事務については市町村の法定受託事務と定められており、従来は多くの自治体は名簿を提出せず、閲覧、書き写しにとどめていました。防衛省資料によると、22年度に名簿を提供した自治体は全国1,747自治体中1,068自治体となり、21年度比で約1割増加しました。それに対して住民基本台帳の閲覧は534自治体と、約2割減少、閲覧から名簿提供に移行しています。

この名簿提供が急増したきっかけとなったのは、当時の安倍晋三首相です。2019年2月の自民党大会で、都道府県の6割以上が協力を拒否していると、この発言です。政府は、2020年12月に市町村長による住民基本台帳の一部写しの提供は可能だと明確化する閣議決定をしました。そして、閣議決定以来、紙やシール、電子媒体の名簿提供が増加したわけです。

そこで、1点目は名簿提供の実態について伺います。

令和2年12月の閣議決定以来、防衛省及び総務省は、全国の市町村が名簿を提供するに当たって、政府は「自衛隊法」97条1項、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。及び、「自衛隊法施行令」120条、防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この2つを個人情報提供の法的根拠とするという通知を全国の市町村に発出しましたがけれども、通知をどのように受け止められているのか。

2点目は、本市の名簿提供の法的根拠について伺います。

個人情報の提供を望まない市民のための除外申請制度は、県内ではつくば市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、日立市などで設けております。提供の除外を求めた人以外は全て提供に同意したと、これも考えにくいわけですが、まずは除外申請の制度を創設すべきではないかと、このように思います。

そこで、3点目は、個人情報の提供を望まない若者のための除外申請について伺います。

安保健制の下、海外での戦闘を可能とする部隊となった自衛隊に対して、本人の同意なく個人情報を提供する行為については、多くの法律家などが法的根拠の曖昧さ、人権上の問題を指摘しております。

4点目に、個人情報保護の観点から、自衛隊への名簿の提供は中止すべきと考えますが、市長のご見解を伺います。

3番目に、介護保険制度について、1、第9期高齢者福祉計画の課題と負担軽減について伺います。

2000年にスタートした介護保険制度は、それまで家族で担ってきた介護の負担などが社会問題になり、公的責任による介護の社会化として期待される中、始まりました。ところが、3年ごとの策定のたびに保険料は引き上げられ、サービスは減らされるという改悪が行われてきました。昨年末に行われた厚生労働省社会保障審議会は、2024年度に向けた第9期改定案については結論を先送りにしました。あまりにもひどい給付減と負担増に、批判の声が上がったからです。改定の具体的項目に、サービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1、2の訪問通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室の部屋代の有料化など、これらが挙げられております。介護保険の利用料は1割負担が原則でした。しかし、2015年に一定所得以上の方が2割負担とされ、その3年後、また2018年になりますが、3割負担も導入されました。負担の重さから、介護サービスを削ったり減らしたり、施設から退所した人も少なくないと報告されています。介護殺人や介護心中、これも社会問題になり、家族の介護離職も一層深刻です。負担増が進められれば、必要な介護が受けられず、命に関わる事態になります。高齢者は、この間のコロナ禍や物価高騰によってさらに生活は厳しくなっております。

そこで、3点伺いますが、1点目として、利用料の2割負担の対象拡大が検討されておりますが、介護利用料の負担拡大による高齢者の暮らしへの影響についての認識を伺います。

2点目は、必要なときに必要なサービスが受けられるように、市独自の利用料の助成について伺います。

3点目は、介護保険料は介護保険支払準備基金の活用で引き下げて、保険料の値上げはしないということについての見解を伺います。また、過去3年間の介護保険支払準備基金の年度末残高について伺います。

4番目に、熱中症対策について。

最初に、高齢者への対策について伺います。

西日本や東日本の梅雨明けと同時に猛暑が日本列島を覆い、連日、厳しい暑さが続いています。大変心配されるのが熱中症です。梅雨明けが遅れた関東地方でも、7月20日までの1週間に熱中症で緊急搬送された人は、前の週の1.4倍となっております。屋外での作業中や運動中というだけでなく、屋内でも暑さで体調を壊し、救急車で運ばれ、そのまま入院という例も増えております。毎年、熱中症にかかって緊急搬送され、重症化したり、死亡したりする人の大半が高齢者です。高齢者は暑さを感じにくい上に、節約のために冷房を控えたり、トイレが心配であり水

を飲んだりしない、それから自分は大丈夫だと、こうしたことがその背景であると言われます。

そこで、2点伺います。

1点目は、今年6月から8月における熱中症による緊急搬送の件数と年齢層の割合、傷病程度の割合、緊急搬送時の状況について伺います。

2点目に、緊急搬送された方のうち、エアコン未設置、また設置しているが未使用の状況がどのようなのか伺います。

高齢者の熱中症を防ぐために、家族や地域が熱中症の危険を知らせ、冷房や水分補給を援助することが求められ、本市では消防署、健康づくり推進課から防災行政無線放送や広報紙、ホームページを通じて、熱中症対策としてエアコンの適切な使用や水分補給を呼びかけていることは承知しております。国の熱中症対策行動計画に重点対策として地方公共団体による熱中症対策の強化等を新たに加え、地域における熱中症対策の先進的な取組事例集を3月に出しております。

3点目として、本市の熱中症対策の取組と、独り暮らしの高齢者への熱中症予防のための見守り活動の強化について伺います。

次に、深刻な物価高騰が続く中、高齢者への必要な経済的支援について伺います。

熱中症で救急搬送される人は、毎年数万人を超えています。死亡する人も、近年は年間1,000人を超える年が多くなっています。政府のまとめでは、昨年夏、東京23区での熱中症による死者206人のうち、屋内で亡くなった人が194人でした。その約9割がエアコンを使用していない、エアコンを所有していなかったでした。エアコン使用が命綱になっていることが浮き彫りになっています。物価高騰で、昨年夏も電気代を気にしてエアコン使用を控えた人が多くいました。政府はこの5月、電気料金の大幅値上げを了承し、6月1日に実施、7月請求分の料金から負担が大きく増えました。これは、命に関わる問題です。

そこで、1点目はエアコン使用を呼びかけると。この呼びかけるだけで熱中症は防ぎ切れるというのではないかと私は思われますので、大事なのは、今、自宅で安心してエアコンを使えるように、電気料金への助成について伺います。

2点目は、経済的理由でエアコン未設置の世帯にエアコン購入、また設置費用の助成について、見解を伺います。

最後に、市内における避暑施設について伺います。

高齢者が昼間涼しい環境で過ごせるよう、冷房の整った公共施設や民間施設などをシェルター——避難所ですが、として開放する動きが全国的に広がっています。今国会では、熱中症対策を強める法改正が行われ、自治体が公民館や図書館などを指定暑熱避難施設——クーリングシェルターにして開放する、こういう施策が盛り込まれました。実効性が求められますが、本市の公共施設や民間施設を活用したクーリングシェルター、この実施についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 東海第2原発に係る3点のご質問についてお答えをいたします。

初めに、市民や団体などの東海第2原発の再稼働に対する考えは多様であると認識をしておりますが、私がどのように受け止めているかにつきましては、これまで答弁させていただいておりますとおり、日本原電側からの事前説明がない現状ですので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

次に、避難が必要な地域とまちづくりの両立についてお答えをいたします。

東海第2原発周辺市町村、また原子力発電所が所在する地域等におきましては、広域避難を含めた防災対策に取り組ながらまちづくりの施策を展開しているものと思っております。本市におきましても、施政方針である4つの重点施策に基づき、まちづくりを推進しております。その中におきまして、安全安心なまちづくりを第1番目に位置づけ、各種施策に取り組んでおります。安心安全なまちづくりにおいては、原子力災害の住民避難等を含め、市民の皆様の生命及び財産を守ることを第一に考え、一方において、生涯を通じて生き生きと暮らせるまちづくり、子育て世代に選ばれるまちづくりの施策も全力で両立しながら進めることで、持続可能な自立したまちづくりを目指しております。

3点目の東海第2原発の再稼働に関する私の考えでございますけれども、これまでの答弁のとおり、新安全協定に基づく日本原電側からの事前説明、そして6市村による懇談会における協議会といったプロセスを踏まえまして、日本原電における地域住民への丁寧な説明、そして市議会や市民の意見を聴く会などの意見を踏まえて、総合的に判断をしてみたいと思っております。

続きまして、自衛隊の名簿提供について、3点目と4点目についてお答えをいたします。

まず、除外申請についてでございますが、自衛隊の情報提供につきましては、市長等へ情報提供を求めることについて、法令は存在する一方、情報提供を望まない方を対象から除くべきことを定めた法令がないことから、現在、除外の特例の対応は行っておりません。

4点目の、個人情報保護の観点から自衛隊への情報提供を制限しているということでございますけれども、「個人情報保護に関する法律」第69条では個人情報の提供を制限しておりますが、法令に定めがあるときには提供することができる旨を規定しており、名簿については「自衛隊法施行令」120条に基づく適正な情報提供であると考えております。

○藤田謙二議長 総務部長。

〔岡部光洋総務部長 登壇〕

○岡部光洋総務部長 自衛隊への名簿提供について、1点目、2点目のご質問にお答えいたします。

1点目の名簿提供の実態についてでございますが、名簿提供につきましては、防衛大臣及び自衛隊茨城地方協力本部から法令に基づく依頼を受け、年に1回、自衛官募集案内の資料送付のため、18歳及び令和5年度、今年度からは22歳の方につきましても、その氏名、住所、生年月日、性別について、紙媒体での提供をしております。

2点目の名簿提供の法的根拠についてでございますが、「自衛隊法」第97条におきまして、自衛官募集事務は市町村の法定受託事務と規定されていること、「自衛隊法施行令」第120条に、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知

事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されていることが根拠でございます。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 第9期高齢者福祉計画の課題と負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

1点目の利用料の2割負担の対象拡大が検討されている中、介護利用料の負担拡大による高齢者の暮らしの影響についてでございますが、現在、介護保険利用者負担割合の引上げについては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会において議論されているところであり、高齢者の暮らしへの影響について、本市としてもコメントする状況にはないと考えておりますが、当審議会の議論の動向については、引き続き注視してまいります。

次に、2点目の、必要なときに必要なサービスが受けられるように、市独自の利用者助成についてでございますが、本市におきましては、平成16年12月より、所得税非課税世帯に属する方が訪問介護サービス、いわゆるホームヘルプサービスを利用した場合、利用者からの申請により、利用者負担額の10分の4を助成しております。サービスの内容といたしましては、ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつのお世話や掃除、洗濯、買物などの援助をするものでございます。令和4年度の実績でございますが、対象者74名に対し、67万7,850円を助成いたしました。

3点目の、介護保険料は介護保険支払い準備基金の活用で引き下げて、保険料の値上げをしないことについてでございますが、介護保険料につきましては、令和6年度を開始年度とします第9期介護保険事業計画に基づき算定していくこととなっております。この第9期介護保険事業計画の策定につきましては、65歳以上の被保険者数、要支援、要介護認定者数、介護サービス供給量などを推計するとともに、外部の委員で構成されます常陸太田市高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員会において、今後、審議、検討を行ってまいります。

次に、介護保険支払い準備基金の年度末残高でございますが、令和2年度が5億2,941万3,485円、令和3年度が5億6,256万502円、令和4年度が6億3,125万1,957円となっております。

続きまして、熱中症対策に関する高齢者への対策についての3点目の質問、本市の熱中症対策及び独り暮らしの高齢者への熱中症予防のための見守り活動の強化についてお答えいたします。

まず、本市の熱中症対策でございますが、議員ご発言にもありました防災行政無線による注意喚起、市ホームページ、また「広報ひたちおおた」においても熱中症予防対策に関する記事を掲載し、注意喚起に努めているところでございます。加えまして、フレイル対策室の保健師が市内の老人クラブ等で実施しております健康教室において、熱中症に対する予防講話も実施しているところでございます。

次に、独り暮らしの高齢者への熱中症予防のための見守り活動の強化についてですが、地区の民生委員、児童委員が年2回実施しております高齢者ニーズフォローアップ事業、老人クラブ会

員が地域で高齢者との交流と安否確認活動を目的として実施しております高齢者ふれあい活動事業、市配食サービス事業における配達時の安否確認に加え、地域の身近な相談窓口であるおとしより生活相談センターなどと連携し、独り暮らし高齢者の生活状況や健康状態等を把握するとともに、必要に応じ戸別訪問を行い、その実情に合った支援につなげているところでございます。引き続きこれらの見守り活動を推進し、高齢者が置かれている環境に注意を払いつつ、熱中症予防も含めた体調管理に取り組み、安全安心に在宅生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、深刻な物価高騰が続く中、高齢者への必要な経済的支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、エアコン使用を呼びかけるだけでなく自宅で安心して使えるよう、電気料金への助成についてですが、市では、エネルギー、食料品等の物価高騰対策として、令和4年度及び5年度に、非課税世帯等を対象に電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金を1世帯当たり最大で9万円給付しており、既に電気料金に対する経済的支援を実施していることを踏まえ、さらなる助成について実施する考えはございません。

2点目の、経済的理由でエアコン未設置の世帯にエアコン購入、設置費用を助成することについてですが、市では令和3年11月に高齢者エアコン設置状況調査を実施しております。本調査は、調査件数600件、回答数392件で、回答率は65.3%でありましたが、その結果、高齢者世帯におけるエアコン未設置世帯は回答中4.6%であったほか、未設置の理由としては、必要性を感じていない、扇風機で十分、冷気が苦手などがほとんどであり、金銭的余裕がないということによる未設置者は、回答全体の1.8%でありました。これらの結果から、現状において高齢者世帯に対する購入費等助成を実施する考えはございません。

最後に、暑熱施設である公共施設や民間施設を活用したクーリングシェルターの実施についてのご質問にお答えいたします。

まず、熱中症対策の一層の強化のため、国は本年5月に「気候変動適応法」を改正する法律を公布し、令和6年春頃までに同法の全面施行を予定しております。この改正「気候変動適応法」では、現在の熱中症警戒情報に加え、気温がさらに上がって深刻な健康被害が予想される場合、熱中症特別警戒情報を発表することとしており、仮に熱中症特別警戒情報が発令された場合、市町村長が冷房設備を有する適切な施設として指定した指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを一般に開放するものでございます。

現在、国では改正「気候変動適応法」の全面施行に向け、専門家による熱中症対策推進検討会において検討しているところでございますので、その動向を注視しているところであり、要件等が固まり次第、本市においても適切に対応する予定でございます。なお、市内におきましても、一部のドラッグストアでは熱中症対策のための避難場所として市民に開放しているところも既にございます。

○藤田謙二議長 消防長。

〔後藤一人消防長 登壇〕

○後藤一人消防長 熱中症対策に関する高齢者への対策について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の今年6月から8月における熱中症による救急搬送の件数と年齢層の割合、傷病程度の割合、緊急搬送時の状況についてのご質問にお答えいたします。

本年6月から8月期の救急搬送のうち、医療機関の初期診断により熱中症または熱中症の疑いと診断された搬送件数は53件で、昨年同期の39件に対し14件の増加となっております。

年齢層の割合では、65歳以上の高齢者が36人で、全体の67.9%を占めております。続いて、18歳から64歳までの成人が13人で24.5%、7歳から17歳までの少年層が4人で7.6%の順となっており、6歳以下の乳幼児の搬送はございません。

次に、傷病程度の割合は、初期診断で入院診療を要さない軽症が37人で全体の69.8%、3週間未満の入院診療を要する中等症が14人で26.4%、3週間以上の入院診療を要する重症が2人で3.8%となっております。なお、高齢者に係る傷病程度は、軽症が22人、中等症が12人、重症が2人でございます。

次に、緊急搬送時の状況についてでございますが、搬送件数53件中、屋外で発生した件数は18件となっており、畑等での農作業中や草刈り作業中に多く発生しております。また、35件は屋内で発生したもので、昨年に比べると20件増加しており、住居内での体調不良、発熱や手足のけいれんを訴えての救急要請でございました。なお、この中で高齢者の搬送は、屋外からが8件で屋内からが28件となっている状況でございます。

続きまして、2点目の緊急搬送された方のうち、エアコン未設置、設置しているが未使用の状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目で申し上げましたとおり、屋内で発生した救急件数は35件でございまして、傷病者の病態観察の結果から、救急隊が熱中症の疑いがあると判断したうち、エアコンの使用を確認した件数は9件で、その他26件につきましては、設置状況や使用状況について確認できておりません。

○藤田謙二議長 宇野議員。

〔17番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○17番（宇野隆子議員） 2回目の質問をいたします。

東海第2原発再稼働問題について3点、市長にお伺いしたわけです。その中で、市民の方が、一体、東海第2原発、これは再稼働をしてしまうのか、それともストップできるのかと、こういうことで常に不安を抱えていると。そして、どんな世論調査でもストップだと、それからどちらかといえばストップだと、こういう方も含めて6割、7割と、世論調査で。こういうことで、いまだ高いわけです。ですから、こういう市民の不安を取り除いていくためにも、私は市長に、もうそろそろ市長はどちらなのか表明してもいいんじゃないかと。やはり市民の願いでもある再稼働をストップしてほしいと、こういう立場で、私はその姿勢を示してほしいと、このように思っているわけですが、その点につきまして、例えば2点目の安心安全で生き生きとみんなが暮らせるまちと、そして常陸太田市で子育てしたいと、そういうふうなまちづくりを市長は挙げている



わけで、私もそれについてはもう大賛成です。そういう常陸太田市を私も望んでおります。しかし、原発があるということ、これについては、やはり苛酷事故が起きたら、福島原発事故で私たちは嫌というほど原発事故は本当に怖いと、心まで壊れてしまうと、ふるさとまでもちろん壊れてしまう、そういうものは要らないと、そのように思うわけです。

しかし、市長の先ほどの答弁では、避難を誰もが安全にできるようにと、そして安心安全なまちづくりを進めたいということですが、この避難ですけれども、これは常陸太田市も、30キロ圏内92万人と言われていますが、全員が安心して避難できると、そういう保障は全くないわけです。ですから、やはりこの東海第2原発、事故が起きたとき、それからみんなが望んでいる住みよい常陸太田市、安全安心な常陸太田市と、それではこれは相反するんじゃないかと。そのところをもう一度市長に、やはり避難計画、これは本当に安心して避難できるのかと、それを市長はどのようにお考えになっているかということなんですけれども、ご答弁いただきたいと思えます。

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 避難計画につきましては数年前に策定をしておりますけれども、今、これがきちんとした形で避難ができますよということ、毎年、避難訓練を実施しております。宇野議員もその訓練はご見学をされていると思いますけれども、前回の雪のような場合はなかなか難しいというのは実感でございます。これをきちんとスムーズに動けるようにするというのが私の使命であると思っております。まちづくりと避難計画、まちづくりと原子力の再稼働、これは原発施設が所在をする東海村をはじめ周辺の市町村もどこも同じ課題で、これを両立させるべく努力をしているものと認識をしております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 避難計画、やられておまして、冬の時期に行われた状況も今、市長からお話しされましたけれども、だから私は、問題はこの避難計画、避難ですよ。苛酷事故が起きたときに、今、常陸太田の市民の一部は訓練を行っておりますけれども、本当に要支援の方も含めて誰もが安心して避難できるのかと、これは到底無理だと、これは私も再三言ってきたことですが、そう市長は思われませんか。安全に避難できると、このようにお考えなのかどうか、そこのところを私ははっきりしていただきたいんですけれども。この間は雪でしたけれども、これが地震があったり複合災害ということになれば、もっともって条件が悪くなるわけです。そういうこともあるわけで、ですから私はそういうこともいろいろ考えながら、福島原発事故、どう思ってるんですかと、このことを聞きたいと思えますが、市長はどのようにその点、避難は安全にできると考えておられるわけですか。

○藤田謙二議長 宇野議員に申し上げます。

通告の範囲を超えておりますので、次に移ってください。

○17番（宇野隆子議員） 福島原発事故のことも、この私一般質問のところをね。ですから、事故というのはもう福島原発事故を見てお分かりになるんじゃないんですかということ、1回目の質問で行いましたけれども、ですから今、市長がお話しになりましたように、避難計画、

訓練はしておりますけれども、実際、本当に事故が起きたときに安全に避難できるのかと、避難できると市長はそうにお思いなんですかということ伺っているわけですが、これについてはいかがですか。

〔「答弁してるだろう、もう」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 先ほどもお答えしましたとおり、避難計画の実効性を高めるために訓練をやっております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 実効性を高めること、これは私も何度も伺っているから分かりますけれども、だから実効性を高めながら、その避難計画は安全に避難できるよと、このように市長はお思いなんですか。もう一度伺います。

〔「もう終わりだ」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 宇野議員に申し上げます。

もう答弁は市長からしっかりと済んでおりますので、ここは東海第2原発の再稼働問題についてでございますので、次に移ってください。

○17番（宇野隆子議員） 残念ながら、今しっかりと答弁されていないわけですがけれども、私は避難計画というのは、訓練は確かにしておりますけれども、一部、到底94万人、この世界でも一番過密地域にある東海第2で事故が起きたときには、一人ひとりが安全に避難できるという保証は全くないと、これははっきり言えると思います。ぜひ市長にもそういう立場に立っていただきたいと、このように思います。

次に移ります。

自衛隊の名簿提供についてですけれども、先ほどその提供の根拠ということで伺いましたけれども、これについては、私も一般質問の中でも申し上げましたとおり、「自衛隊法」の97条、それともう一つありましたけれども、120条でしたか、97条と120条と、この部分ですけれども、これについて、こういう私どもの調べであるわけです。本年、7月5日ですけれども、横浜市の私ども日本共産党の市議会議員が防衛省の担当者に対して法定受託事務の範囲について質問をしたところ、紙やシール、電子媒体でも名簿を提供することは、その次が「自衛隊法」の省令120条になるわけですがけれども、防衛大臣が求めることができる範囲の下で、これは義務ではなく任意だと、このように認めたわけです。ですから、私は、提供するかどうかというのは自治体の判断に任されていると、このように認識をしているわけですが、この2つの97条とそれから120条ということがこの提供の根拠だと言われておりますけれども、それでも120条の、防衛省の職員が義務ではなく任意だよと、このように言っていますけれども、これについてはどのようにお受け止めになられますか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

○宮田達夫市長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

自衛隊といいますのは、国防のみならず災害時における救助活動等、国民の命と財産を守る貴

重なる組織だと思っております。97条に基づく事務というのは、我々市町村にとってできる限り協力をしていくべきものと思っております。よって、現在のところ、これまでどおり名簿の提供は行ってまいりたいと思っております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番（宇野隆子議員） 個人情報を守るところですけれども、この部分での個人情報の提供を望まない、こういう若者たちのための除外申請ということで、これは特例がないと先ほどご答弁いただきましたけれども、これは個人情報の保護という観点からこういう除外申請制度を創設すると、これはできるわけです。ですから、できないんじゃないくてできるわけで、だから日立市、鹿嶋市、それとか龍ヶ崎市とかいうところは開いていて、日立市などを見ますとホームページの中にも載せているわけですけれども、やはり私は望まないという若者に対しては除外申請制度を創設していくと、ぜひこのことについてご検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「答弁、終わったって、今」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 市長。

○宮田達夫市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○17番（宇野隆子議員） だから、先ほどの答弁、このようにいただきましたと、特例はないんだと。

○藤田謙二議長 議員各位に申し上げます。静粛をお願いします。

宇野議員に申し上げます。既にこの質問に関しては答弁が済んでおります。

○17番（宇野隆子議員） 答弁はいただいていますよ。だから、それに対して2回目の質問を今しているわけですから。

それで、市長は特例はないんだと先ほど答弁されましたけれども、でも日立市とか龍ヶ崎とかやっていますよと、個人情報の保護というところから、日立市はホームページにもちゃんと載せていますよと。ですから、今後、この除外申請制度そのものを常陸太田市でもつくっていくと、そういうことについてはご検討いただけませんかということでお聞きしています。ご答弁をお願いします。

○藤田謙二議長 同じ質問の繰り返しですので、次に、進んでください。

○17番（宇野隆子議員） 違います。ご答弁、お願いいたします。

〔「議長が言ってるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 静粛をお願いします。

○17番（宇野隆子議員） それじゃあ、ご答弁はできないということで、分かりました。

次に、高齢者の熱中症対策ですけれども、消防長からご答弁いただきまして、この常陸太田の傾向は、やはり茨城県あるいは全国のこういう状況と同様であると、こういうことが言えると思っております。年齢区分にしましても、高齢者の比率が7割近い67.9%と先ほど答弁いただきましたけれども、そういう部分にしましても、それから傷病程度、これについても高齢者の方、軽症、中等症と、こういうことが多いということを示されていると思っております。ですから、そういうこと

を踏まえながら、健康づくりにおいてもしっかりと熱中症対策を、そういうことも踏まえて行っていくと、これが大事だと思うんです。

それで、先ほどアンケートを取ったということでもありますけれども、エアコン、要るのか要らないとか必要ないとか扇風機で間に合っているとかがいろいろありますけれども、結果的に今出ているのはエアコンなんですよ。エアコンがないと、あっても使わない、電気代が高いから我慢しているとか、いろんな理由が出されておりますけれども、やはりエアコンが一つの命綱であると、そう今言われているんです。だから、今後、低所得者はなかなか買えないよと、未設置であると、こういう高齢者の世帯に対して何とかエアコンが設置できるように、私はしっかりした助成を行って行ってほしいと。これについては答弁は要りませんので、今後、検討して行っていただきたいと、このように思います。

それから、見守りにつきましても、先ほどありましたけれども、老人クラブの皆さん、民生委員の皆さん、その他諸団体の方々がしっかりこういう見守り活動をしていただいていると、本当にありがたいことだと思います。そういう団体の皆さんとしっかり協力し合いながら、今後もその強化に努めて行っていただきたいと、このように思います。

介護保険制度ですけれども、これについて3点上げました。それで、基金について3か年を示していただきまして、それで、令和2年そして令和3年、令和4年と、その基金額が少しずつ上がっているわけです。そして、令和4年は6億3,127万円と、こういう金額が示されましたけれども、今回の補正で1億1,000万円、これが基金にまた……。

**○藤田謙二議長** 宇野議員に申し上げます。通告順に従って発言してください。

もう既に次の質問に移っておりますので、遡っての質問はできませんので、しっかりと一問一答方式で進めてください。

**○17番（宇野隆子議員）** 予防ということで積み増しさせられているということで、先ほどもありましたが、やはり第9期の策定で保険料をまずどうするのかと、これはもう十分7億円からあるんですから、値上げをする理由は全くないと。むしろ引下げということで、基金をどれだけ使って引き下げられるかと、そこにぜひ骨折っていただきたい、このことを要望いたします。

以上、若干時間がありますけれども、もう一つだけありました、この対策で、本当に消防署員の方々が非常に苛酷な労働の中で一生懸命頑張っておられると。ですから、消防署員の増員計画がありますので、やはりそれをもう早め早めということで対策を打って、市民の命、安全を守っていただきたい。

そして、最後になりますが、やはりまだまだ猛暑が続きますので、もうみんな疲れ切っていると。市民の方も、それから執行部はじめ職員の皆さん、そして議員の皆さんも、この暑さを乗り切っていくと、そういうことで、私もそういうことをお見舞い申し上げて、そして一般質問を終わります。